

四十四田ダム貯水池堆砂対策検討委員会 設立趣意書

四十四田ダムは北上川本川に昭和43年に完成した洪水調節、発電を目的とする多目的ダムである。四十四田ダムでは堆砂の進行が顕著であり、計画堆砂容量に対する堆砂率は平成16年時点で84%にまで進み、近い将来には堆砂量が計画堆砂容量に達し、ダム機能の低下が懸念されることから、可及的速やかな堆砂対策の実施が必要となっている。

四十四田ダムの堆砂対策については、既堆積物の取り扱い、将来的な河川水質への影響など考慮すべき課題をも含んでいる。このため、専門分野で活躍されている学識経験者ならびに有識者からご指導・助言をいただき、ダム機能維持のための堆砂対策計画の策定に資することを目的に、ここに「四十四田ダム貯水池堆砂対策検討委員会」を設立するものである。

四十四田ダム貯水池堆砂対策検討委員会

規 約

(名称)

第一条 本会を「四十四田ダム貯水池堆砂対策検討委員会」(以下「委員会」と称する。

(設置者)

第二条 委員会は、国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長が設置する。

(目的)

第三条 委員会は、四十四田ダムの堆砂対策を実施するうえで、考慮すべき課題に対する技術的指導・助言を行い、ダム機能維持のための対策計画に資することを目的とする。

(委員会)

第四条 委員会は設置者の委嘱する委員および行政関係者により構成する。

- 2 委員会には委員長をおくこととし、委員長は委員間の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は会務を総括し、委員長に事故あるときは委員長のあらかじめ指定した委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 委員会は、審議の必要があるとき、委員長が招集するものとする。
- 6 委員会は必要に応じて技術検討会を設け、技術的な詳細部分について検討することとする。

(公開)

第五条 委員会の公開については委員会で定める。

(事務局)

第六条 委員会の事務局は、国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所調査課におく。

(雑則)

第七条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この規約は平成18年3月6日より適用する。

四十四田ダム貯水池堆砂対策検討委員会 委員ほか名簿

(委員長)

氏名	所 属
平山 健一	岩手大学 学長

(委員)

石川 忠晴	東京工業大学大学院 教授
海田 輝之	岩手大学工学部 教授
堺 茂樹	岩手大学工学部 教授
千葉 啓子	岩手県立大学盛岡短期大学部 准教授
鈴木 穰	土木研究所水環境研究グループ 水質チーム 上席研究員
箱石 憲昭	土木研究所水工研究グループ 河川・ダム水理チーム 上席研究員

(行政関係者)

南 哲行	国土交通省東北地方整備局 河川部長
山本 聡	国土交通省岩手河川国道事務所 事務所長
葛西 敏彦	国土交通省北上川ダム統合管理事務所 事務所長
菊池 秀一	岩手県環境生活部 部長
西畑 雅司	岩手県県土整備部 部長
岩野 光進	盛岡市環境部 部長
川口 節雄	盛岡市下水道部 部長
池内 達	岩手県企業局業務課 総括課長

順不同・敬称略